

## 選挙公報掲載申請等についての注意事項

### 1 掲載の申請について

- (1) 選挙公報は、公職選挙法第172条の2及び碧南市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例により候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載して選挙人が投票に際しての参考に供するものです。
- (2) 掲載を受けようとするときは、令和6年4月14日（日）の午後5時までに、選挙公報掲載申請書及び選挙公報掲載文原稿並びに写真を提出してください（電磁的記録による場合、写真の現物は不要）。上記時刻までに申請書等の提出がないときは、掲載されません。
- (3) 原稿用紙及び写真は、立候補届の事前審査（3月27日から4月5日まで）の際に、選挙公報掲載文原稿等の事前審査を行い、受領します。事前審査の際に提出用封筒に入れ、提出してください。申請書は、候補者届出の際に提出となりますので、事前審査の後、封印してお返しします。
- (4) 選挙公報は、候補者から提出された掲載文及び写真を写真製版により印刷して作成します。
- (5) 申請書等は、郵便により提出することはできません。
- (6) 掲載申請又は修正及び撤回の申請をするときは、候補者届出に使用する印鑑を持参してください。（但し、申請書に候補者本人の署名がある場合に限り、押印を省略できます。）
- (7) 提出された原稿用紙、写真及びCD-ROM等は、4月14日（日）午後5時以降は、返却しません。
- (8) 掲載文には、他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の公告その他営業に関する宣伝をする等、選挙公報としての品位を損なうような事項を記載することはできません。

### 2 原稿用紙による掲載文原稿提出の場合

- (1) 申請に必要な書類等とその数
  - ア 選挙公報掲載申請書1通
  - イ 掲載文を掲載した選挙公報掲載文原稿用紙2通（正・副）提出する掲載文は1種類に限ります。

ウ 候補者の上半身、無帽、無背景の白黒写真2枚（同じ写真）  
3か月以内に撮影したものに限りです。

サイズ たて3cm×よこ2.5cm

(2) 申請書等の提出方法について

ア 原稿用紙及び写真は、汚損又は破損しないように気を付けてください。

イ 写真の裏面には、写真を傷つけないように候補者氏名を記入してください。

ウ 写真は、原稿用紙に貼付をせずに、同封の「選挙公報用写真 提出用」封筒に入れて提出してください。

(3) 選挙公報掲載文原稿について

ア 原稿用紙は、必ず碧南市選挙管理委員会から交付されたものを使用してください。  
この原稿用紙の枠（黒線で囲まれた部分）は、選挙公報に掲載される大きさとほぼ同じです。

イ 原稿用紙の青い線は、記載するときの便宜のために入れてありますので、選挙公報には印刷されません。

ウ 原稿用紙の右側の候補者氏名（通称氏名）、住所等記載事項を記入してください。

エ 掲載文は1種類に限ります。掲載文を作成する場合は、掲載文を1種類作成し、その写しを原稿用紙に貼付したものを2部提出してください。なお、貼付する際は、しわの有無や貼り付けた用紙が傾いていないかについてご注意ください。

オ 原稿用紙の枠外に記載されても掲載されません。なお、文字が枠にかかると欠けますので注意してください。

(4) 掲載文の書き方について

ア 活字、ペン又は毛筆を用いて黒色で記載してください。

イ 氏名欄

(ア) 候補者届出書に記載された氏名を必ず縦書きで記載してください（ふりがなの記載は自由）。ただし、通称使用の認定を受けた候補者は、当該通称を氏名欄に記載しなければなりません。

(イ) 氏名欄には氏名の他に、住所、職業、所属党派名、学位、年齢（選挙期日現在の満年齢）及び生年月日を記載することができますが、図画、図表及び罫線の類は掲載できません。また、白抜き文字、デザイン文字も掲載できません。

ウ 写真欄

文字等を記載することはできません。

エ 本文

原則、記載する内容の制限はありませんが、次の点にご注意ください。

- (ア) 掲載文は縦書きでも横書きでも差し支えありません。（ただし、氏名欄については必ず縦書きで記載してください。）
- (イ) 掲載文は通常使用する漢字、カタカナ、ひらがな、ふりがな、算用数字、アルファベットの文字、符号及び記号並びに図画、図表の類を使用してください。
- (ウ) 図画・図表の類を記載する場合は、それらの部分に係る面積の合計面積は、本文の面積のおおむね2分の1を超えてはいけません。
- (エ) 提出された選挙公報用写真以外の写真を掲載することはできません。

**3 電磁的記録（電子データ）による掲載文原稿提出の場合**

(1) 申請に必要な書類等とその数

ア 選挙公報掲載申請書1通

イ 選挙公報掲載文原稿の電磁的記録（電子データ）1式

電子データを保存したCD-ROM等の表面に候補者の氏名、提出日を明記してください。

ウ 上記イの電子データを出力した確認見本1枚

(2) 原稿用紙データの作成方法について

ア 掲載文原稿の電子データ作成は、市選挙管理委員会が交付した原稿用紙（電磁的記録）（以下、「原稿用紙データ」という。）を使用し、Adobe IllustratorのCS4以降のバージョンを用いて作成してください。原稿用紙データの様式は市選挙管理委員会が交付したCD-ROMの中に入っています。

イ 電子データは、PDF/x1a形式（アウトライン化されたPDFファイル）でCD-ROM（データ容量が大きい場合等はDVD-Rでも可。以下、「CD-ROM等」という。）に保存してください。

提出する電子データを保存するCD-ROM等は各候補者でご用意ください。

ウ データファイルのタイトルは、次の例により設定してください。

(例) 「市長 (又は市議会議員一般) 選挙 ○○○○ (候補者氏名) 選挙公報原稿. pdf」

エ 市選挙管理委員会が交付した原稿用紙データ以外の様式を用いて作成した原稿は掲載できません。また、交付したデータの原稿枠の寸法・写真の貼付け位置は青色のガイドライン (ガイドラインは印刷されません) のとおりとなり、サイズを変更した原稿は掲載することができません。

これらの場合、交付した原稿用紙データ様式での再提出が必要となります。

オ 顔写真の画像解像度はグレースケール (モノクロ) 350 dpi、文字原稿の画像解像度はモノクロ 2 階調 1200 dpi を推奨します。全てのデータをモノクロ 1 色で作成してください。

カ 原稿用紙の枠外に記載されても掲載されません。なお、文字等が枠にかかる欠けますので注意してください。

キ 原稿用紙データの黒い線まで文字、図面、背景色等を記載されますと、黒い線に近い部分は、掲載時に欠けるおそれがあります。

ク 提出する際の形式は、PDF/x 1 a 形式 (アウトライン化された PDF ファイル) としてください。

### (3) 掲載文の内容について

#### ア 氏名欄

(ア) 候補者届出書に記載された氏名を必ず縦書きで記載してください (ふりがなの記載は自由)。ただし、通称使用の認定を受けた候補者は、当該通称を氏名欄に記載しなければなりません。

(イ) 氏名欄には氏名の他に、住所、職業、所属党派名、学位、年齢 (選挙期日現在の満年齢) 及び生年月日を記載することができますが、図画、図表及び罫線の類は掲載できません。また、白抜き文字、デザイン文字も掲載できません。

#### イ 写真欄

候補者の上半身、無帽、無背景の白黒写真で、3 か月以内に撮影したものに限り、必ず原稿用紙データの右上、グリッド線部分からはみ出さないように貼り付けてください。写真欄に文字等を記載することはできません。

## ウ 本文

原則、記載する内容の制限はありませんが、次の点にご注意ください。

- (ア) 掲載文は縦書きでも横書きでも差し支えありません。（ただし、氏名欄については必ず縦書きで記載してください。）
- (イ) 掲載文は通常使用する漢字、カタカナ、ひらがな、ふりがな、算用数字、アルファベットの文字、符号及び記号並びに図画、図表の類を使用してください。
- (ウ) 図画・図表の類を記載する場合は、それらの部分に係る面積の合計面積は、本文の面積のおおむね2分の1を超えてはいけません。
- (エ) 提出された選挙公報用写真以外の写真を掲載することはできません。
- (オ) 掲載文は、顔写真も含めモノクロ（黒1色）で記載してください。

## 4 掲載文原稿の修正及び撤回について

- (1) 申請した掲載文及び写真は、4月14日（日）午後5時までの間であれば碧南市選挙管理委員会へ申請し、修正又は撤回をすることができます。なお、同時刻経過後は修正又は撤回することができません。
- (2) 修正又は撤回しようとするときは、次の書類を提出してください。
  - ア 選挙公報掲載文修正・撤回申請書1通  
(修正又は撤回する場合は、該当する「修正」又は「撤回」の文字に○をつけてください。)
  - イ 修正済みの選挙公報掲載文原稿用紙2通（正・副）又は選挙公報掲載文原稿1式（電磁的記録（電子データ）による場合）
  - ウ 修正済みの電子データを出力した確認見本1枚（電子データによる場合）
- (3) 掲載文を修正しようとするときは、全文を書き改めてください。
- (4) 電磁的記録による選挙公報掲載文原稿を提出した場合で、4月14日の締切り当日に2回以上の原稿の修正があった場合、印刷に間に合わないおそれがあります。その場合、原稿の提出を原稿用紙にてお願いする場合があります。

## 5 選挙公報の掲載順序について

4月14日（日）午後5時からの選挙管理委員会において、くじにより決定します。